

あと1カ月で今年も終わりを迎えます。冬休みを前にして、特に注意してもらいたいことを載せます。

### トイレなどへのイタズラ、それは違法行為？

「違法行為」とは、法律に違反する行為のことです。

この通信の第1号で取り上げたのが、「掲示物へのいたずら」でした。あれから約8カ月が経ちますが、これまでにトイレへのいたずらで使用ができない状態になったことが、残念なことに2回もありました。1回目は1棟2階の男子トイレでの洗剤をまき散らす行為、2回目は今週の月曜日に発覚した3棟2階男子トイレへのトイレトーパーを投げ込んで水の流れを悪くする行為です。状況的に外部の人間が忍び込んでこのようなことをすることは考えられません。校内で生活している誰かがやったのではないかと推測されます。残念でなりません。

以下に、この通信で以前伝えたことを再度、載せています。改めてしっかり読みましょう。

- ・中学生とは、少年法により刑罰を受ける可能性がある年齢（おおむね12歳以上）で、知らなかったは通用しない年齢であるという認識をしましょう。また、知らないで法律に違反してしまうという危険性がありますので、ここでしっかり理解しておきましょう。
- ・状況によっては、警察の力を借りなければならない場合も考えられます。  
長崎市立の学校の施設は、長崎市の所有物で、公共のものです。

### 学校の施設（教室やトイレなども含めた敷地内のもの）へのいたずらは違法です

例：意図的に（わざと）破損する、落書きなどをする、異物を投げ込む、汚す、傷をつけるなど

- 法律に違反するおそれのある罪名：器物破損罪（刑法261条）  
他人の所有物を破損、傷害すること
- 刑罰・・・3年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくは科料（金銭罰）
- 破損していなくても、使用できない状態にする、その施設などの機能や価値を低下させる、また、故障の原因をつくることも当てはまる可能性があります。

### SNSでのひぼう中傷、悪意のある書き込みなど、これも違法行為であり、人権侵害です。

インターネット（SNSを含む）上の人権侵害は次のような罪に当たる恐れがあります。

- ・誰かの社会的評価を低下させるような書き込みをする・・・**名誉棄損**
- ・相手に無断で画像やプライベートに関わる情報を掲載する・・・**プライバシー侵害**
- ・相手を侮辱する書き込みをする・・・**侮辱罪の可能性もある**
- ・わいせつな画像であれば、**児童ポルノ法違反**

#### ●勝手に自分の都合がいいように判断していませんか？

- ・「これぐらい・・・」「大したことないだろう・・・」という、『自分勝手な判断』
- ・「どうせバシないだろう・・・」という、『勝手な思い込み』

とても良くない行為だという事は、皆さん理解できていると思います。

軽はずみで、その場の勢いで『違法な行為・違法とみなされる行為』をすることがないようにしましょう。